

岩手県告示第352号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成23年5月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成23年4月26日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 有限会社さだお工業
  - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡矢巾町大字白沢第1地割156番地1
  - ウ 代表者の氏名 佐々木定雄
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第8834号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年4月14日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年4月26日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 佐々木建築
  - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字沼宮内第11地割19番地15
  - ウ 代表者の氏名 佐々木政夫
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第20247号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年4月22日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年5月6日
- (2) 処分を受けた者
  - ア 商号又は名称 いずみ建設株式会社
  - イ 主たる営業所の所在地 陸前高田市高田町字馬場前128番地1
  - ウ 代表者の氏名 泉進
  - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第90066号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成23年5月2日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。